

令和 4 年 9 月 8 日

要請に対する御回答を踏まえた環境省の今後の対応について

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

環境省では昨年 9 月に、各事業エリアでの処理を確実に完了させるため、大阪市様をはじめとする PCB 処理施設の立地自治体に対して、事業終了準備期間を活用した処理の継続及び事業終了後に発見された北九州事業対象地域内の変圧器・コンデンサー等の広域処理を要請させていただき、本年 3 月及び 4 月に立地自治体から受入れの御回答をいただきました。

その後、環境省として、それぞれの立地自治体から頂いた受入条件（「処理の安全性確保」「期限内での確実な処理」「地域の理解の促進」）について承諾するとともに、早期に処理体制を整えるべく、要請事項を踏まえて 5 月 31 日に PCB 廃棄物処理基本計画の変更を閣議決定し、新たな処理体制による処理を進めているところです。

＜PCB 廃棄物処理基本計画の変更のポイント＞

- 高濃度 PCB 廃棄物の処理完遂に向けて、今後の処理見通しを踏まえ、事業終了準備期間も活用し処理を行うことを明記。
- 事業終了後に発見された北九州事業対象地域内の変圧器・コンデンサー等については、大阪事業所及び豊田事業所での広域処理を実施する。

環境省としては、JESCO に対する監視・指導體制を強化するとともに、事業に対する理解促進と情報公開など、必要な予算等を確保して、受入条件全般に対応するための取り組みを進めるとともに、JESCO とも連携し、引き続き安全第一で一日も早い処理完了に取り組んでまいります。